

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	産業立地・IT振興課	整理番号	3-1
許認可等の種類	長野県産業投資応援助成金の事業認定			
根拠法令条例等 ・条項	長野県産業投資応援条例第4条			
許認可等の概要	環境に配慮し、地域の中核となる企業が、県内に一定額以上の生産設備を取得し、かつ、一定数以上の常勤雇用者を新たに雇用する場合、あらかじめ助成対象事業を認定する。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業認定申請日から原則として3年以内に、以下の要件の全てを満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地域経済牽引事業計画承認企業であること。 (2) 助成区分に応じた助成要件に定められている対象生産設備の取得（ただし、企業の一事業計画に基づくものに限る。） (3) 助成区分に応じた助成要件に定められている新規常勤雇用者数の雇用（なお、対象生産設備を取得する事業所の常勤雇用者数が、事業認定申請日より増加していることを要する。） (4) 第10条に規定する交付申請書の提出日の属する年度に係る企業の事業活動温暖化対策計画書等の提出がされていること（当該助成金の交付対象となる事業の運営に直接関係しない親会社を除く。） (5) 対象生産設備を取得する事業所での事業活動に係る環境規格の取得 (6) 長野県SDGs推進企業であること。 2 対象生産設備を取得する事業所は、条例第2条第1項第1号に規定する産業投資応援地域内で、企業が所有又は貸借している土地又は建物であること。 3 事業認定申請日前6か月から第10条に規定する交付申請日までの間において、県内で解雇を行っていないこと。 4 操業後5年以内に操業前と比較して対象生産設備の従業員1人当たり付加価値額が別表2に規定する金額以上を創出する事業計画であること。 5 助成区分のうち、県外からの新規工場・物流施設の立地については、新規常勤雇用者数の30%が県外から転入する者であること。 6 県税に係る徴収金を滞納していないこと。 7 助成区分の増設は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者を対象とする。ただし、第2条第1項第18号に該当する親会社については、この限りではない。 8 国又は県の他の補助金の交付を受ける対象のものではないこと。 9 県内に生産設備を有している企業が、既存建物の建替に伴い生産設備を取得（既存生産設備の処分を伴う生産設備の取得又は既存建物での生産活動、研究活動若しくは倉庫の運営の中止を伴う生産設備の取得を含む。）する場合は、次の2つの要件を具備していること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 対象生産設備の取得価額から既存建物の建替部分（処分する既存生産設備及び中止する生産活動、研究活動又は倉庫の運営に係る既存生産設備を含む。）の取得価額を控除した額が、なお助成区分に応じた助成要件に定められている対象生産設備の取得価額を満たしていること。 (2) 既存建物の建替を行った事業所で雇用していた常勤雇用者数（既存生産設備の処分を行った事業所で雇用していた常勤雇用者数及び生産活動、研究活動又は倉庫の運営を中止した事業所で雇用していた常勤雇用者数を含む。）の他に、助成区分に応じた助成要件に定められている新規常勤雇用者数を満たしていること。 10 法令又は条例に違反する行為がないこと。 			
基準の制定根拠	長野県産業投資応援助成金交付要綱第3条			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日間[県の休日（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び12月29日から1月3日まで）は除く]			
期間の制定根拠	内容確認（必要に応じて現地調査等）20日、審査10日			